



2025年1月16日

各位

会社名 株式会社 CS-C
代表者名 代表取締役社長 梶原 健
(コード番号：9258 東証グロース市場)
問い合わせ先 執行役員 管理本部長 金城 一樹
(TEL. 03-5730-1110)

業績条件型譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、業績条件型譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本株式発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1)	払込期日	2025年2月14日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 63,500株
(3)	発行価額	1株につき352円
(4)	発行価額の総額	22,352,000円
(5)	割当予定先	当社の取締役 5名 42,500株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。 (内訳) 譲渡制限付株式Ⅰ 5名 8,500株 譲渡制限付株式Ⅱ 5名 8,500株 譲渡制限付株式Ⅲ 5名 8,500株 譲渡制限付株式Ⅳ 5名 8,500株 譲渡制限付株式Ⅴ 5名 8,500株 当社の執行役員 3名 21,000株 (内訳) 譲渡制限付株式Ⅰ 3名 4,200株 譲渡制限付株式Ⅱ 3名 4,200株 譲渡制限付株式Ⅲ 3名 4,200株 譲渡制限付株式Ⅳ 3名 4,200株 譲渡制限付株式Ⅴ 3名 4,200株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、中長期的な業績の向上に対するコミットメントを更に強化することを目的として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決定しました。

また、2024年12月20日開催の第13期定時株主総会において、①本制度に基づき、業績条件型譲

譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、基本報酬の枠とは別枠にて、対象取締役に対して年額 500,000 千円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本制度により当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は年 65,000 株以内とすること、③業績条件型譲渡制限付株式の譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすること、④(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったこと、及び(ii)当社の取締役会が定める期間中の業績目標等を達成したことを、譲渡制限の解除条件とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象取締役 6 名のうち 5 名に対し金銭報酬債権合計 14,960,000 円を支給し、それを現物出資させて、下記のとおり普通株式を、譲渡制限付株式Ⅰ、譲渡制限付株式Ⅱ、譲渡制限付株式Ⅲ、譲渡制限付株式Ⅳ及び譲渡制限付株式Ⅴとして、合計 42,500 株を付与することといたしました。また、当社の執行役員 3 名に対しても、同様の目的で、金銭報酬債権合計 7,392,000 円を支給し、それを現物出資させて、下記のとおり普通株式を、譲渡制限付株式Ⅰ、譲渡制限付株式Ⅱ、譲渡制限付株式Ⅲ、譲渡制限付株式Ⅳ及び譲渡制限付株式Ⅴとして、合計 21,000 株を付与することといたしました（以下、上記の普通株式を付与される取締役及び執行役員を「付与対象者」といい、当該普通株式を「本割当株式」といいます。）。なお、本割当株式の付与に当たり、当社と付与対象者との間で、大要、下記「3. 業績条件型譲渡制限付株式割当契約の概要」に記載の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結します。

3. 本割当契約の概要

本株式発行にあたり、大要下表のとおり、5 種類の譲渡制限付株式を付与することとし、本割当契約の概要は以下のとおりです。

譲渡制限付株式の種類	本譲渡制限期間	本役務提供期間	本時価総額基準
譲渡制限付株式Ⅰ	2025 年 2 月 14 日から各種類において定められた時価総額基準を達成した日までの期間	2025 年 2 月 14 日から 2028 年 2 月 13 日まで	100 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅱ			200 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅲ			300 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅳ			400 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅴ			500 億円以上の達成

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2025 年 2 月 14 日から各種類において定められた本時価総額基準（下記（2）において定義します。）を達成した日又は本役務提供期間（下記（2）において定義します。）が満了する日のいずれか遅い日までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

(2) 本譲渡制限の解除条件

当社は、付与対象者が、2025 年 2 月 14 日から 2028 年 2 月 13 日までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）中継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間中に、下表記載の各種類の譲渡制限付株式毎に設定された時価総額基準（以下「本時価総額基準」といいます。）を達成した場合には、本譲渡制限期間満了時において、各種類の譲渡制限付株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

譲渡制限付株式の種類	本時価総額基準
譲渡制限付株式Ⅰ	100 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅱ	200 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅲ	300 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅳ	400 億円以上の達成
譲渡制限付株式Ⅴ	500 億円以上の達成

上記の「時価総額」は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{時価総額} = (\text{当社の発行済普通株式総数} - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数}) \times \text{東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値}$$

(3) 本割当株式の無償取得

付与対象者が本譲渡制限期間中に当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任もしくは退職した場合には、当社は、当該付与対象者が保有する本割当株式の全部を無償で当然に取得する。

本割当株式のうち、2055年2月13日の終了時の直前時点において、上記(2)の解除条件の定めに基づき本譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該時点において、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 本割当株式の管理

本譲渡制限期間中、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

本割当株式の全部につき本譲渡制限が解除されるまでの間に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、当社は、取締役会の決議により、本譲渡制限が解除されていない本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、本譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年1月15日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である352円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上